

## 伊豆市郵便入札実施要領

平成26年 3月26日

伊豆市告示第32号

改正 平成26年伊豆市告示第116号

改正 平成29年 9月29日 伊豆市告示第209号

### (目的)

第1条 この告示は、伊豆市が発注する工事の請負、測量、調査、設計等の委託、物品の調達及び役務の提供（以下「市工事等」という。）に係る競争入札において、郵便入札による入札（以下「郵便入札」という。）を実施することにより、競争性の確保及び事務の省力化を図るため必要な事項を定める。

### (対象とする入札)

第2条 郵便入札の対象は、市工事等に係る一般競争入札および指名競争入札のうち、伊豆市公共事業電子入札運用基準（平成20年伊豆市告示第87号）に定めた電子入札の方法によるものを除く全ての入札とする。ただし、市長が郵便によらないことが適当と認める入札については、この限りではない。

### (入札の公告又は指名の通知)

第3条 市長は、郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、伊豆市契約事務規則（平成16年伊豆市規則第51号）第8条による公告又は同規則第37条による通知（以下「公告等」という。）に、当該規定に基づく事項のほか、次に掲げる事項を併せて掲載するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の提出期限
- (3) 入札書の提出先
- (4) この告示の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (仕様書等の交付方法等)

第4条 入札参加者への仕様書、図面、資料、その他必要な書類は、電子メール及び伊豆市ホームページからのダウンロードによる電子交付又は縦覧により行うものとする。

### (入札書等の提出方法)

第5条 郵便入札の参加者は、入札書及び公告等に記載した入札条件としている必要書類（以下「入札書等」という。）を、一般書留、簡易書留若しくは特定記録郵便により郵送する方法又は直接持参する方法のいずれかにより、公告等で指定された提出期限までに到達するよう提出しなければならない。

- 2 前項の入札書等を提出する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書等を封入し入札番号、件名、開札日及び入札参加者名を記載し、封かんした上で外封筒により提出するものとする。
- 3 前項の外封筒には、表側に「入札書在中」の表記とともに、提出期限及び入札参加者名を記載しなければならない。
- 4 複数の案件を1つの外封筒に封入し提出する場合は、内封筒は、必ず1案件ごとに作成しなければならない。
- 5 この告示に定めるもののほか、入札書等の提出方法は、必要に応じて、市長が定め郵便入札の参加者に提示するものとする。

### (入札の辞退)

第6条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。

### (入札回数)

第7条 郵便入札に付した場合の入札回数は、2回を限度とする。

### (入札の無効)

第8条 伊豆市入札心得（平成19年伊豆市告示第23号）に規定するもののほか、入札書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

- (1) 第3条第2号の提出期限までに到達しなかったとき。
- (2) 第5条に規定する提出方法によらずに提出されたとき。

2 前項の規定により無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

（開札の立会い）

第9条 郵便入札の参加者のうち希望する者があるときは、開札に立会うことができる。

2 開札の立会いを希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員が開札に立会うこととする。

（開札）

第10条 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あったときは、当該入札をした者に出席を求め、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者が出席しないとき又は出席してもくじを引かない場合は、当該入札事務に関係しない職員にくじを引かせるものとする。

（落札者への通知等）

第11条 落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に口頭又は書面により連絡するとともに、入札結果を公表するものとする。

（入札の延期等）

第12条 市長は、郵便入札の開札を延期する場合は、提出期限までに到達した入札書等を、延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに入札書等を当該入札参加者に返却するものとする。

（異議の申し立て）

第13条 入札参加者は、この告示、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が提出期限までに到達しなかった場合も同様とする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に入札公告・指名通知を行う入札から適用する。

附 則（平成26年8月26日伊豆市告示第116号）

この告示は、平成26年9月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附 則（平成29年9月29日伊豆市告示第209号）

この告示は、平成29年10月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。